# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険資格に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、国民健康保険資格に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

熊本県 山江村長

### 公表日

令和2年3月27日

[平成26年4月 様式2]

#### I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険資格に関する事務
②事務の概要	国民健康保険被保険者等について、資格取得・喪失、証の発行を行う。 【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者又は被扶養者に係る申請等を審査・受理する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。 ③オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当村から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ④オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当村から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 【番号法別表第二に関する事務】 ①被保険者又は被保険者に係る申請等に関する住民票関連情報の照会。 ②被保険者又は被保険者に係る申請等に関する情報の照会。 ③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、医療保険被保険者等資格に関する情報の提供。
25.7=108#t	④資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 1. 国民健康保険システム 2. 国保総合システム 3. 次期国保総合システム 4. 国保情報集約システ
<ul><li>③システムの名称</li><li>2. 特定個人情報ファイル</li></ul>	<u> Д</u>
	2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用) 6. オンライン資格確認の準備業務  1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百十二号)による保険給付組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>         [ 実施する ]       1) 実施しない         3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要) が含まれる項。(1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(42の項)2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条 2. 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	
①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 ™L0966-23-3111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		29年5月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険被保険者等について、資格取得・ 喪失、証の発行を行う。 【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者又は被扶養者に係る申請等を審査・受理する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。 【番号法別表第二に関する事務】 ①被保険者又は被保険者に係る申請等に関する住民票関連情報の照会。 ②被保険者又は被扶養者の資格の得喪に関する情報の照会。 ③他機関から番号法別表二に基づく照会が	【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者又は被扶養者に係る申請等を審査・受理する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。 【番号法別表第二に関する事務】 ①被保険者又は被保険者に係る申請等に関する住民票関連情報の照会。 ②被保険者又は被扶養者の資格の得喪に関す	事後	
平成29年6月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム	1. 国民健康保険システム 2. 国保総合システム 3. 次期国保総合システム 4. 国保情報集約システム	事後	
平成29年6月27日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報 ファイル	1. 資格情報(個人)ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル 5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月27日		給者証等を発行する。 【番号法別表第二に関する事務】	給者証等を発行する。 ③オンライン資格確認等システムで被保険者等 の資格情報を利用するために、国保連合会から 委託を受けた国保中央会が、当村からの委託 を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」を行うために、当村 から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽 出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け 中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を	事後	
令和2年3月27日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格情報(個人)ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	1. 資格情報(個人)ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル 5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用) 6. オンライン資格確認の準備業務	事後	
令和2年3月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市 町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百十二 号)による保険給付組合の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 巾町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百十二号)による保険給付組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	「・ 番号法第19宋第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(42の項)2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の規拠)	1. 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事 務の概要)が含まれる項。(1、2、3、4、5、80の 項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(② 事務の概要)が含まれる項。(42の項)2.番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条 2. 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の 準備 として機関別符号を取得する等) 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	